

令和7年度上下水道事業経営セミナー

県域水道一体化に伴う 水道料金の統一について

令和8年2月

奈良県広域水道企業団 総務部 財務課

財務計画係長 高橋 一宏



奈良県広域水道企業団
Nara Water Supply Authority

目次

奈良県広域水道企業団について

- ・ 概要 3
- ・ 基本理念 4
- ・ 企業団の組織 5
- ・ 企業団の事業 6

企業団設立の経緯について

- ・ 給水人口と水需要等について 8～12
- ・ 県域水道一体化の主なメリット 13

水道料金の統一について

- ・ 検討体制 15
- ・ 基本的な考え方 16
- ・ 料金統一の方向性 22
- ・ 料金算定 23

今後の課題

- ・ 今後の課題 27

奈良県広域水道企業団について



奈良県広域水道企業団
Nara Water Supply Authority

奈良県広域水道企業団について

○経営主体は**企業団（一部事務組合（特別地方公共団体））**

○構成団体は 県と 26 市町村

県、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町

○統合形態は **事業統合**

組織、管理（事業管理、財務など）、水道事業認可、水道料金体系のすべてを一体化

○令和7年4月より事業開始



奈良県広域水道企業団について

○基本理念

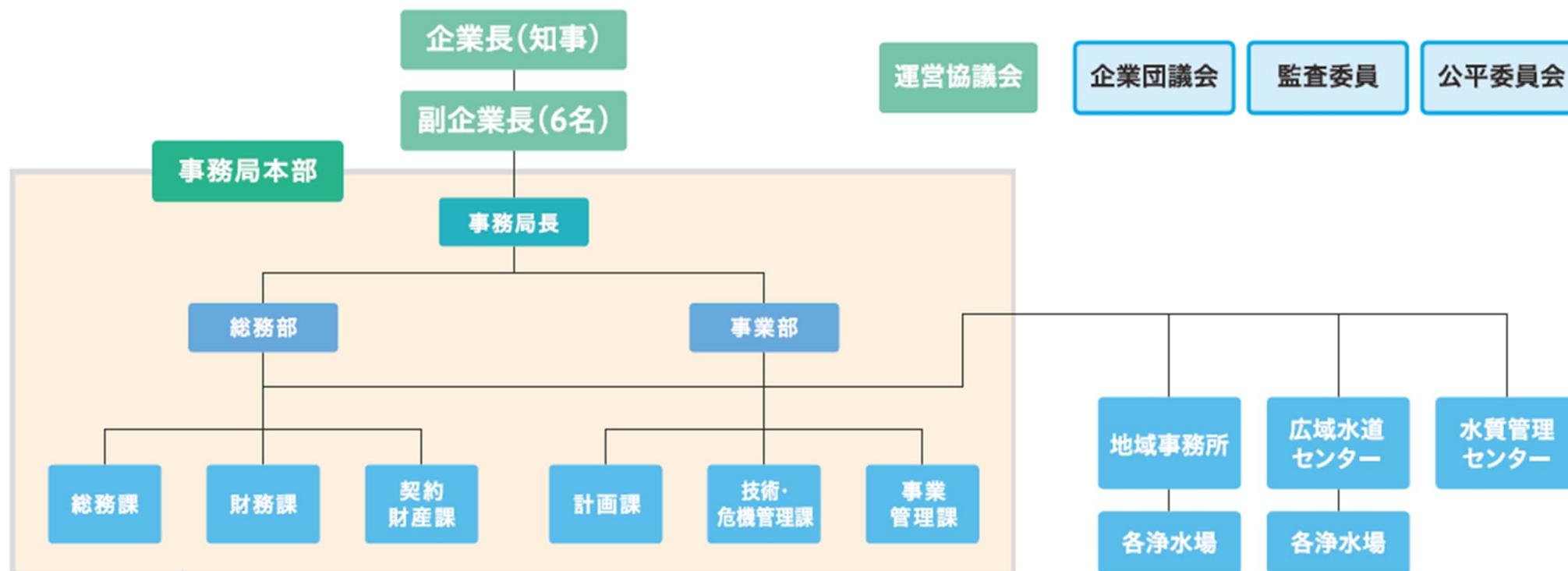
私たちは、「**住民の皆様**に**安全で安心な水道水**を**将来にわたって持続的に供給すること**」を基本理念とし、そのために、地域全体の水道事業の統合・効率化を通じて、健全で強靱な水道インフラの構築を目指します。

○あゆみ（沿革）

平成29年	10月	「県域水道一体化の目指す姿と方向性」県・市町村長サミットで提示
平成30年	4月	県域水道一体化検討会発足／令和3年2月までに計8回開催
平成31年	3月	「新県域水道ビジョン」を策定（県域水道一体化を正式に位置づけ）
令和3年	1月	県・27市町村・奈良広域水質検査センター組合の長で「水道事業等の統合に関する覚書」締結
	8月	奈良県広域水道企業団設立準備協議会（任意協議会）発足／令和5年2月までに計6回開催
令和5年	2月	基本計画の策定、基本協定の締結
	4月	奈良県広域水道企業団設立準備協議会（法定協議会）発足／令和6年11月までに計6回開催
	7月	県域水道一体化検討部会設置／令和5年11月から令和6年10月の間に計9回開催
令和6年	7月	企業団規約案、基本計画改定案について協議→了承
	10月	総務大臣へ奈良県広域水道企業団（一部事務組合）の設立許可申請
	11月	総務大臣より奈良県広域水道企業団の設立が許可され、設立
	12月	奈良県広域水道企業団設立式開催
令和7年	2月	奈良県広域水道企業団初めての議会開催
	4月	事業開始

奈良県広域水道企業団について

○企業団の組織



企業団では、事業実施にあたり、構成団体が連携して運営する組織づくりを実施

- 正副企業長会議を設置し、企業長・副企業長合議のうえで経営方針を決定
- **運営協議会**を設置し、**全構成団体の長**で重要事項を協議
- 企業団議会の議員を**全構成団体の議会から選出**

奈良県広域水道企業団について

○企業団の事業

水道事業

企業団を構成する26市町村エリアを対象に、水道事業を実施

(令和6年度末時点)

給水人口	1日平均配水量	有収率
881,579人	277,230m ³	91.5%

(令和6年度水道統計値より)

	大和高田市	大和郡山市	天理市	橿原市	桜井市	御所市	生駒市	香芝市	宇陀市
1日平均配水量(m ³ /日)	18,233	25,849	20,638	35,288	16,452	8,433	32,395	21,858	6,219

	平群町	三郷町	斑鳩町	安堵町	川西町	三宅町	田原本町	高取町	明日香村
1日平均配水量(m ³ /日)	6,134	6,953	8,096	1,879	2,474	1,819	9,356	1,970	1,540

	上牧町	王寺町	広陵町	河合町	五條市	吉野町	大淀町	下市町
1日平均配水量(m ³ /日)	5,266	6,101	10,249	6,548	11,025	2,647	8,381	1,427

用水供給事業

奈良県内の2市（奈良市・葛城市）に対し、水道用水を供給

(令和6年度末時点)

供給先	1日平均供給水量
奈良市・葛城市	17,132 m ³

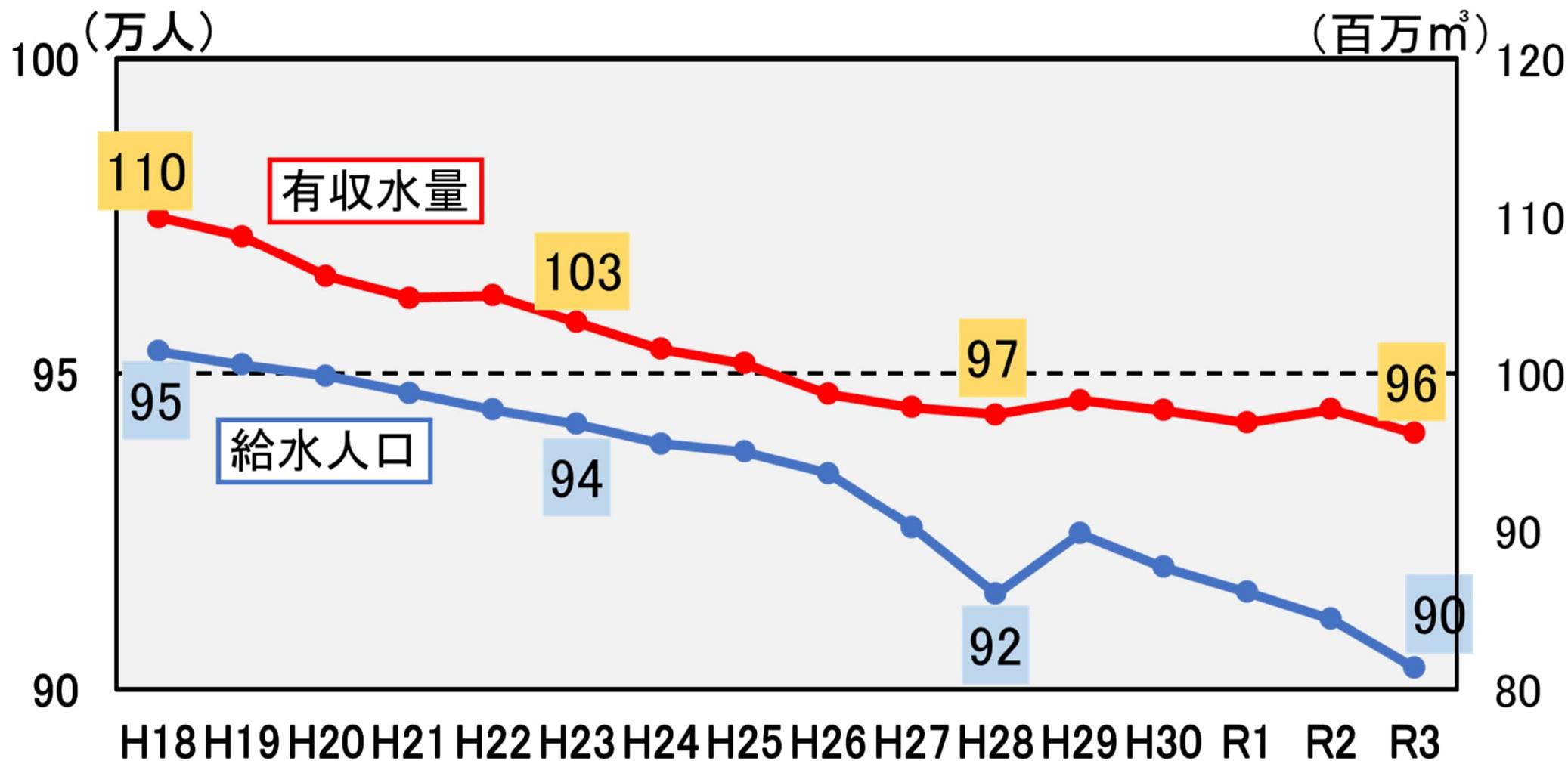
企業団設立の経緯について



企業団設立の経緯について

(注)企業団構成団体の集計値

○給水人口と水需要

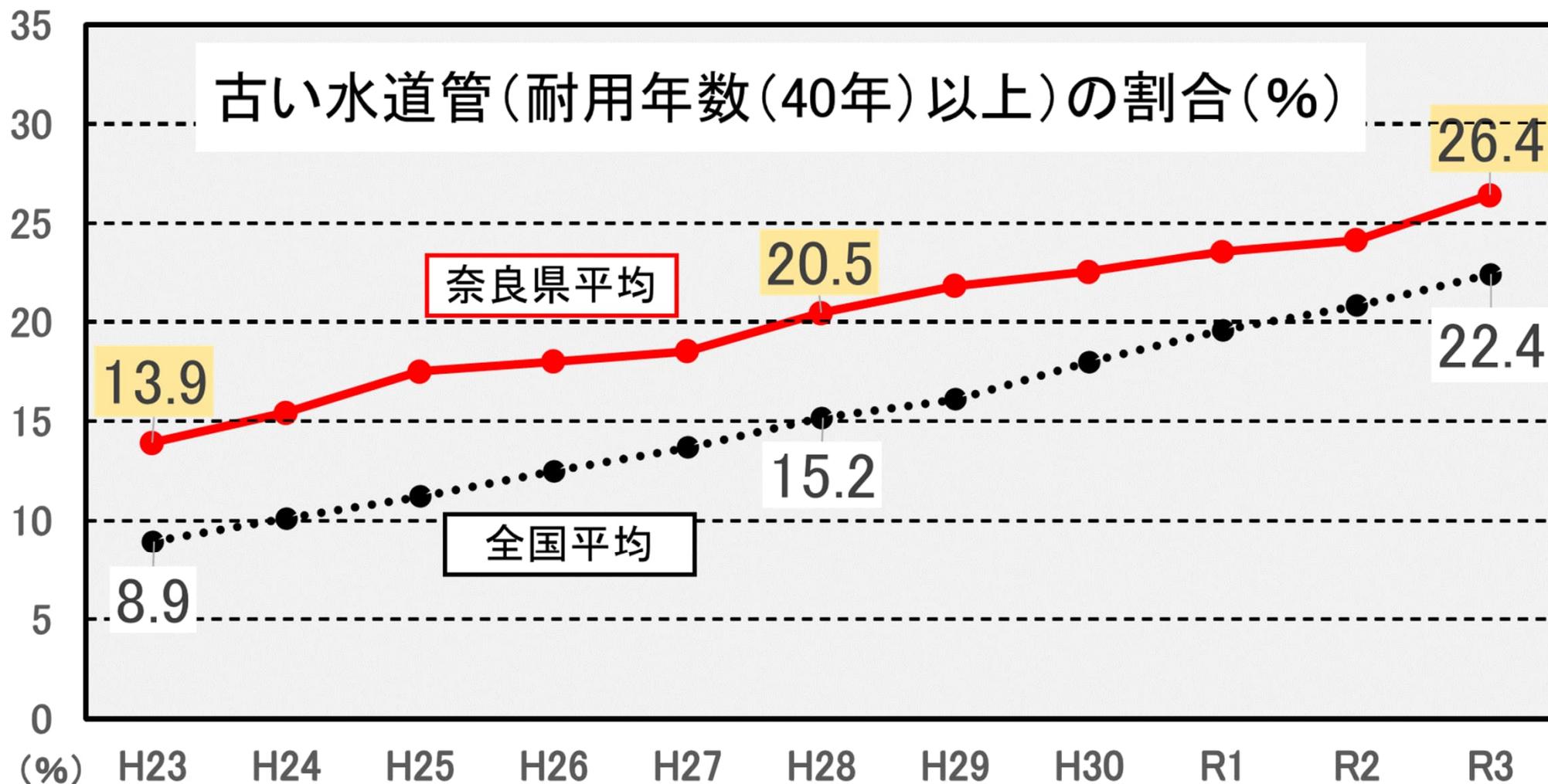


給水人口の減少に伴い、有収水量(=給水収益)も減少

企業団設立の経緯について

○水道施設の老朽化

(注) 企業団構成団体の集計値

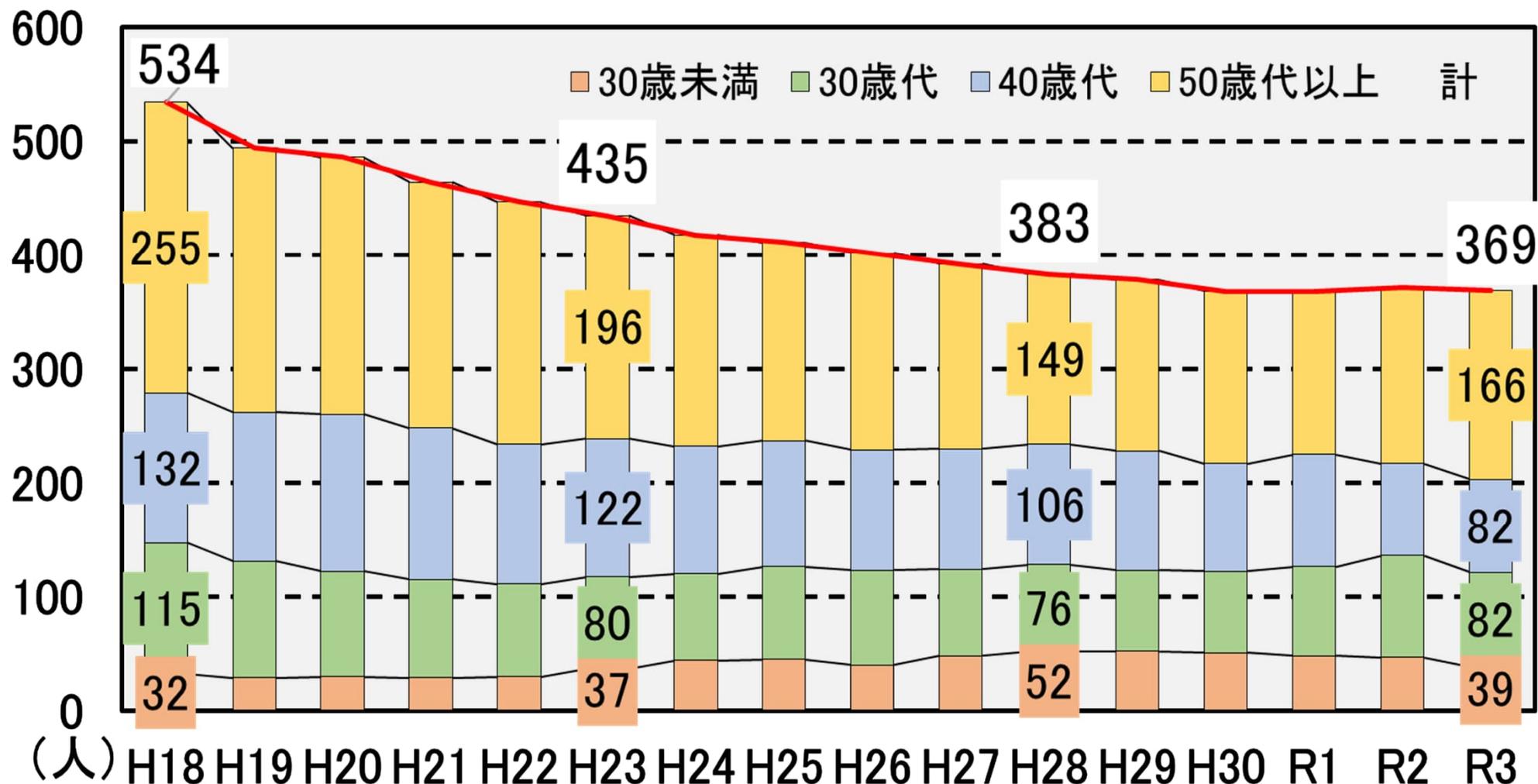


古い水道管の割合は全国平均より高く、老朽化は進んでいる

企業団設立の経緯について

(注)企業団構成団体の集計値

○水道事業に携わる職員



熟練職員の退職などにより、**年々減少**

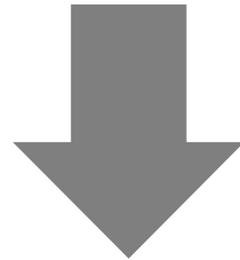
企業団設立の経緯について

○市町村の規模



奈良県では「平成の大合併」が進まず、**小規模市町村が多い**

こうした課題は、市町村単独で対処するには
極めて困難



連携して広域で対処（県域水道一体化）に向け、
平成30年度から県と関係市町村とで検討を開始

企業団設立の経緯について

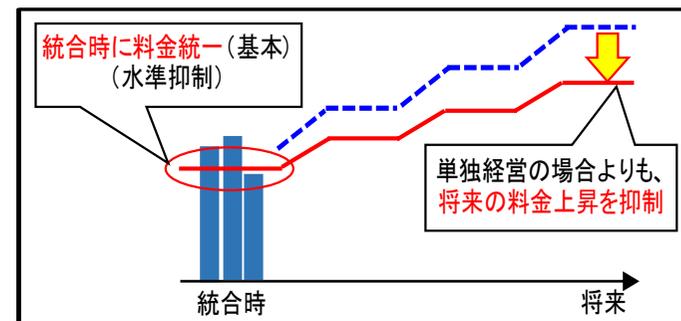
○県域水道一体化の主なメリット

施設整備面

- 市町村の区域を越えて施設・設備を最適化
- 施設整備の投資に国交付金に加えて県の財政支援を活用し、更新を推進

水道料金面

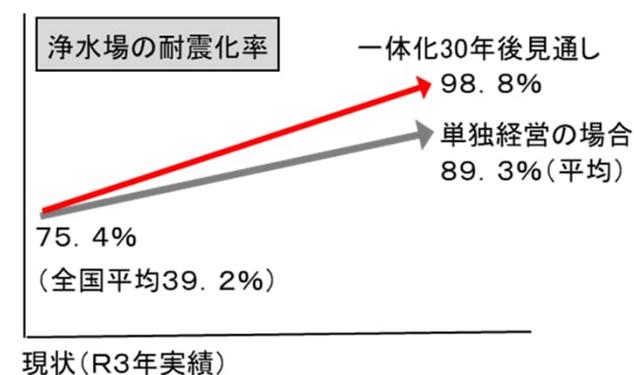
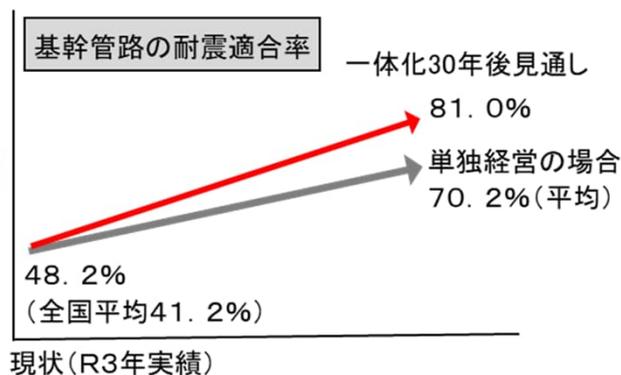
- 市町村が個別に単独で経営するよりも、将来の料金上昇を抑制



事業運営面

- 市町村の区域を越えて人的資源（人員・ノウハウ）を有効活用
- 業務の標準化やIT環境の共通化などにより、業務効率を向上

大規模地震等発生を想定し、施設等の強靱化と運営基盤の強化は必須



水道料金の統一について



水道料金の統一について

○検討体制

奈良県広域水道企業団設立準備協議会（R5.4～法定協議会化）

【目的】 奈良県広域水道企業団設立のための連絡調整、広域的な水道事業の計画の共同作成

【構成】（会長）知事、（副会長）橿原市長、生駒市長、（委員）その他の関係団体の長

協議会事務局

【目的】 関係団体間の連絡調整、会議資料の作成 等

【構成】 県水道局、橿原市(上下水道部)、生駒市(上下水道部)

首長等による検討部会

【目的】 一体化後の経営方針の意思決定プロセス、その他企業団の運営に関する重要事項等について、関係団体の長レベルで検討協議

- ・副企業長、議員の定数・選任等の考え方、
- ・施設整備の実施計画、
- ・**水道料金の体系、用水供給単価**
- ・市町村下水道業務の取扱 など

【構成】 県（水道担当副知事）、橿原市長、生駒市長、その他の関係団体の長

■名称 県域水道一体化検討部会

■部会員 11名

副知事（水道担当）【座長】

橿原市長、生駒市長（協議会副会長）

大和郡山市長、天理市長、御所市長、

安堵町長、田原本町長、高取町長、上牧町長、下市町長

※なお、部会員以外の首長については、会合の都度事前に意見照会するとともに、当日オブザーバー参加可とする

実務者による検討体制

幹事会

【目的】 本体協議会の議事事項について、協議・調整

【構成】 関係団体の部局長・課長級職員

作業部会

【目的】 一体化に関する実務的な検討事項について、分野毎に経験・知識を持つ実務者レベルで検討、協議資料を作成

【構成】 各分野ごとに経験・知識をもつ関係団体の実務者数名

総務作業部会	組織・職員、入札・契約制度、各種例規、危機管理等に関すること
財政運営作業部会	水道料金 、各種手数料等、資産等管理、財政収支、予算決算等に関すること
施設整備作業部会	施設の整備計画、事業認可、施設台帳等に関すること
業務運営作業部会	営業、給水装置、水質管理等に関すること
システム作業部会	各種システムに関すること

水道料金の統一について

○基本的な考え方

○健全な事業運営の持続性確保のためには、適正な水道料金等による収入の確保が重要。

○このため、5年ごとに、現行料金水準で向こう5年間の財政を健全に確保できるかを検討。

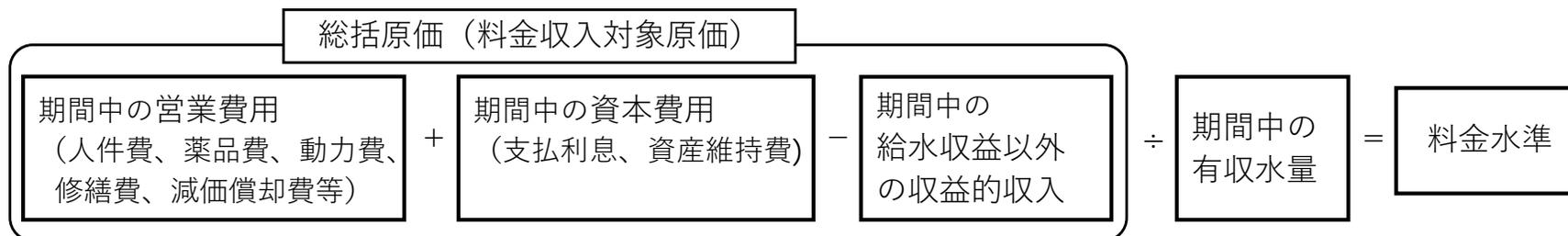
また、その期間中も、毎年度、災害や急激な物価上昇など想定外の事態により財政の健全性に支障が生じていないか確認。

(以下の指標に基づき検討)

- ▷収益的収支 期間中黒字が確保できるか
- ▷資金期末残高 期間中の給水収益相当以上を確保できるか
- ▷企業債残高 期間中の給水収益の3倍以内となるか

→ 検討の結果、必要と認められる場合は、水道料金の見直しを行う。(5年間の水道料金)

料金水準は、上記指標を満たすよう、総括原価方式により算定



水道料金の統一について

■ 法令上の規定

○水道法 第14条第2項

前項の供給規程は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- 一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。
- 二 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。

○水道法施行規則第12条

法第14条第3項に規定する技術的細目のうち、地方公共団体が水道事業を経営する場合に係る同条第2項第1号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 料金が、イに掲げる額とロに掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して算定された額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること。
 - イ 人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費その他営業費用の合算額
 - ロ 支払利息と資産維持費（水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額をいう。）との合算額
 - ハ 営業収益の額から給水収益を控除した額
- 二 第17条の4第1項の試算を行った場合にあつては、前号イからハマまでに掲げる額が、当該試算に基づき、**算定時からおおむね3年後から5年後までの期間について算定**されたものであること。
- 三 前号に規定する場合にあつては、**料金が、同号の期間ごとの適切な時期に見直しを行うこと**とされていること。
- 四 第2号に規定する場合以外の場合にあつては、料金が、おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであること。
- 五 料金が、水道の需要者相互の間の負担の公平性、水利用の合理性及び水道事業の安定性を勘案して設定されたものであること。

○水道法施行規則第17条の4

- 第1項 水道事業者は、法第22条の4第2項の収支の見通しを作成するに当たり、**30年以上の期間を定めて、その事業に係る長期的な収支を試算**するものとする。
- 第5項 水道事業者は、収支の見通しを作成したときは、おおむね**3年から5年ごとに見直す**よう努めなければならない。

■ 日本水道協会「水道料金算定要領」中の説明

料金算定期間は、料金の安定性、期間的負担の公平、原価把握の妥当性及び水道事業者の経営責任の面など諸々の要素を考慮してみると**おおむね将来の3年から5年を基準に設定することが妥当**であると考えられる。

また、一定の算定期間をとって料金を定め又は改定したのち、予想できなかった事業計画の変更や物価の変動等財政に大きな影響を及ぼす事情が生じた場合には、財政の健全化及び料金負担の公平化の見地から**料金算定期間中であっても、適時適切な料金改定が必要**である。

水道料金の統一について

【参考】統合前の各市町村の状況

○統合前の各市町村の水道料金体系には、**区分などの設定や、単価水準の設定などに差異**が存在

- ・「メーター口径別」「用途別」の区分に差異がある
- ・二部料金制のうちの基本料金に「基本水量の設定の有無」に差異がある
- ・同じ区分設定であっても単価に差異がある など

① 一部料金制か二部料金制か

○ **26** 市町村すべて「**二部料金制**」（基本料金と従量料金の二部制）

② 基本料金における「基本水量」の設定状況

○ **16** 市町村が「**基本水量**」を設定
10 市町村は「基本水量」を設定していない

③ 従量料金の逦増/逦減/単一の別の状況

○ **26** 市町村すべて「**逦増型**」の設定。

④ 「用途別」の設定状況

○ **21** 市町村が「**用途別**」に設定。5 市町村は「用途別」に設定していない

⑤ 「口径別」の設定状況

○ **20** 市町村が「**口径別**」に設定。7 市町村は「口径別」に設定していない

	計	大和郡山市	天理市	桜井市	御所市	生駒市	香芝市	宇陀市	上牧町	広陵町	河合町	吉野町	大淀町	大和高田市	橿原市	三郷町	安堵町	王寺町	五條市	高取町	下市町	明日香村	田原本町	斑鳩町	川西町	三宅町	平群町
二部料金制	26	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
うち基本水量の設定あり	16	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							○	○	○	○					
うち逦増型の従量料金設定	26	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
用途別に設定	21	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				
口径別に設定	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○		○			○

(注) ・「用途別」の設定においても、「一般用」「公衆浴場用」「臨時工事用」等の区分のしかたに差異がある

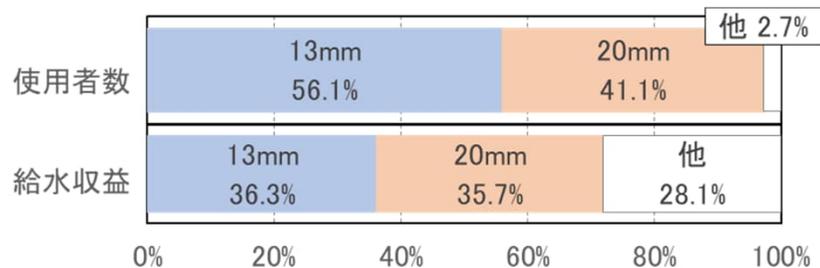
・「口径別」の設定においても、取り扱っていないメーター口径の区分の単価設定をしていない市町村もある など

水道料金の統一について

【参考】統合前の各市町村の状況（つづき）

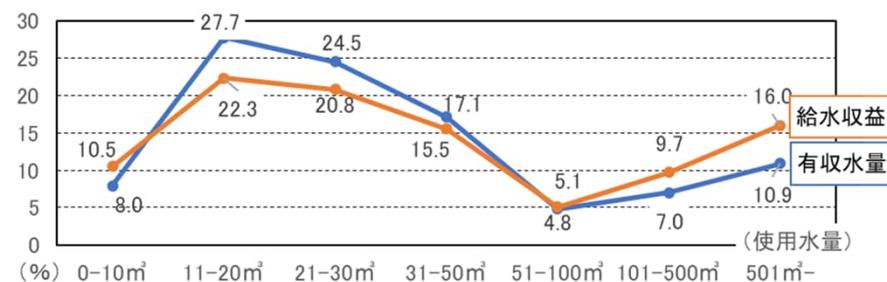
①口径別 使用者数と給水収益の割合

口径13mmと20mmで、
使用者数が全体の約97%、給水収益が約72%



②使用水量別 有収水量と給水収益の割合

一般家庭等の負担に配慮した設定
(一般家庭等使用の水量では、水量に比べ収入の割合が低く、大口使用の水量では逡増型の設定)



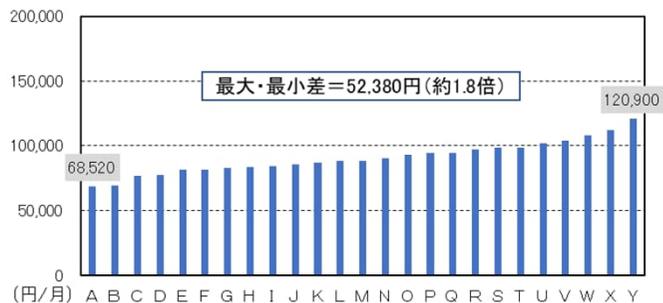
③中・大口需要層の口径の料金体系・水準

中・大口需要層の口径の料金体系・水準は、それぞれの事情により市町村間の差異が大きい

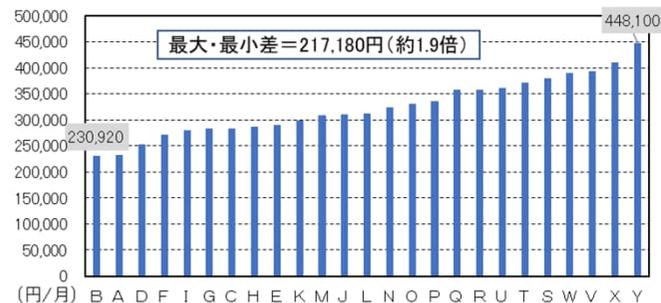
【考えられる主な要因】

- ・一般家庭等の負担への配慮から、逡増度の高い料金体系としている団体がある
- ・企業誘致等の政策上の観点や水道から地下水利用への切り替え抑止のため、水準を抑制している団体がある など

例1) 月使用量300m³、口径40mmの場合



例2) 月使用量1,000m³、口径75mmの場合



【参考資料】 例)一般用・口径13mm 各市町村の料金体系の状況

口径 13mm	基本料金	従量料金																											
		1~5 ㎡	6~7 ㎡	8㎡	9~10 ㎡	11~ 12㎡	13~ 15㎡	16~ 20㎡	21~ 30㎡	31~ 40㎡	41~ 50㎡	51~ 60㎡	61~ 70㎡	71~ 75㎡	76~ 90㎡	91~ 100㎡	101~ 120㎡	121~ 125㎡	126~ 150㎡	151~ 250㎡	251~ 300㎡	301~ 350㎡	351~ 500㎡	501~ 600㎡	601~ 1000㎡	1001~ 1400㎡	1401~ 1800㎡	1801~ 2500㎡	2501~ 3000㎡
大和高田市	440円	10㎡以下 145円			11~20㎡ 190円			21~50㎡ 245円			51~100㎡ 340円						101~4,000㎡ 460円												4001㎡以上 260円
大和郡山市	8㎡まで 1,030円 10㎡まで 1,170円	10㎡以下 0円*			11~20㎡ 155円			21~50㎡ 185円			51~100㎡ 215円						101~500㎡ 235円						501㎡以上 265円						
天理市	8㎡まで 990円 10㎡まで 1,330円	10㎡以下 0円*			11~20㎡ 180円			21~50㎡ 210円			51~1,800㎡ 260円																		
橿原市	270円	10㎡以下 130円			11~20㎡ 185円			21~50㎡ 245円			51~100㎡ 295円						101~500㎡ 355円						501~1,000㎡ 375円	1,001~3,000㎡ 410円			3,001㎡以上 430円		
桜井市	10㎡まで 1,160円	10㎡以下 0円*			11~20㎡ 200円			21~50㎡ 225円			51~100㎡ 235円						101~500㎡ 275円						501㎡以上 300円						
御所市	7㎡まで 1,090円	7㎡以下 0円*		8~15㎡ 175円			16~30㎡ 200円			31~50㎡ 225円			51~100㎡ 275円						101㎡以上 315円										
生駒市	8㎡まで 840円	8㎡以下 0円*			9~20㎡ 173円			21~50㎡ 198円			51~100㎡ 273円						101~500㎡ 333円						501㎡以上 373円						
香芝市	10㎡まで 1,200円	10㎡以下 0円*			11~20㎡ 160円			21~30㎡ 205円	31~40㎡ 220円	41㎡以上 280円																			
宇陀市	8㎡まで 1,420円	8㎡以下 0円*			9~20㎡ 170円			21~50㎡ 210円			51~100㎡ 260円						101~500㎡ 320円						501㎡以上 380円						
平群町	1,000円	10㎡以下 100円			11~20㎡ 160円			21~30㎡ 190円	31~40㎡ 220円	41~50㎡ 260円	51~100㎡ 300円						101㎡以上 340円												
三郷町	600円	10㎡以下 105円			11~30㎡ 170円			31~50㎡ 250円			51㎡以上 300円																		
斑鳩町	550円	8㎡以下 105円		9~30㎡ 170円			31~50㎡ 235円			51㎡以上 320円																			
安堵町	700円	8㎡以下 90円		9~20㎡ 170円			21~30㎡ 200円	31~50㎡ 240円			51~100㎡ 280円						101㎡以上 310円												
川西町	585円	10㎡以下 137円			11~20㎡ 166円			21~30㎡ 195円	31~40㎡ 224円	41~50㎡ 253円	51㎡以上 292円																		
三宅町	600円	10㎡以下 130円			11~20㎡ 160円			21~30㎡ 190円	31~40㎡ 220円	41~50㎡ 240円	51㎡以上 270円																		
田原本町	600円	10㎡以下 130円			11~20㎡ 170円			21~30㎡ 215円	31~40㎡ 285円	41~50㎡ 295円	51~100㎡ 330円						101㎡以上 370円												
高取町	8㎡まで 2,000円	8㎡以下 0円*			9~20㎡ 210円			21~40㎡ 220円			41㎡以上 230円																		
明日香村	8㎡まで 1,780円	8㎡以下 0円*			9~20㎡ 180円			21~40㎡ 215円			41~50㎡ 245円	51~100㎡ 310円						101㎡以上 415円											
上牧町	8㎡まで 950円	8㎡以下 0円*			9~20㎡ 180円			21~40㎡ 220円			41~60㎡ 270円	61~100㎡ 330円						101㎡以上 390円											
玉寺町	600円	10㎡以下 115円			11~20㎡ 165円			21~30㎡ 175円	31~40㎡ 205円	41~50㎡ 210円	51㎡以上 255円																		
広陵町	5㎡まで 649円	5㎡以下 0円*	6~10㎡ 135円		11~20㎡ 154円			21~30㎡ 174円	31~40㎡ 193円	41㎡以上 232円																			
河合町	8㎡まで 1,200円	8㎡以下 0円*		9~20㎡ 170円			21~40㎡ 200円			41㎡以上 250円																			
五條市	5㎡まで 1,240円 10㎡まで 1,570円	10㎡以下 0円*			11~20㎡ 185円			21~50㎡ 225円			51~100㎡ 280円						101㎡以上 320円												
吉野町	5㎡まで 1,150円	5㎡以下 0円*	6~20㎡ 180円			21~30㎡ 190円	31~40㎡ 200円	41~50㎡ 210円	51㎡以上 230円																				
大淀町	5㎡まで 600円	5㎡以下 0円*	6~20㎡ 100円			21~100㎡ 125円						101~500㎡ 135円						501~1,000㎡ 145円	1,001㎡以上 155円										
下市町	7㎡まで 1,300円	7㎡以下 0円*		8~20㎡ 220円			21~50㎡ 250円			51㎡以上 300円																			

【参考資料】 例)一般用・口径20mm 各市町村の料金体系の状況

口径 20mm	基本料金	従量料金																												
		1~5 m ³	6~7 m ³	8m ³	9~10 m ³	11~ 12m ³	13~ 15m ³	16~ 20m ³	21~ 30m ³	31~ 40m ³	41~ 50m ³	51~ 60m ³	61~ 70m ³	71~ 75m ³	76~ 90m ³	91~ 100m ³	101~ 120m ³	121~ 125m ³	126~ 150m ³	151~ 250m ³	251~ 300m ³	301~ 350m ³	351~ 500m ³	501~ 600m ³	601~ 1000m ³	1001~ 1400m ³	1401~ 1800m ³	1801~ 2500m ³	2501~ 3000m ³	3001~ 4000m ³
大和高田市	540円	10m ³ 以下 145円			11~20m ³ 190円			21~50m ³ 245円			51~100m ³ 340円			101~4,000m ³ 460円														4001m ³ 以上 260円		
大和郡山市	8m ³ まで 1,670円 10m ³ まで 1,780円	10m ³ 以下 0円*			11~20m ³ 155円			21~50m ³ 185円			51~100m ³ 215円			101~500m ³ 235円						501m ³ 以上 265円										
天理市	12m ³ まで 2,300円	12m ³ 以下 0円*				13~20m ³ 180円			21~50m ³ 210円			51~1,800m ³ 260円																		
橿原市	370円	10m ³ 以下 130円			11~20m ³ 185円			21~50m ³ 245円			51~100m ³ 295円			101~500m ³ 355円						501~1,000m ³ 375円			1,001~3,000m ³ 410円			3,001m ³ 以上 430円				
桜井市	10m ³ まで 1,300円	10m ³ 以下 0円*			11~20m ³ 200円			21~50m ³ 225円			51~100m ³ 235円			101~500m ³ 275円						501m ³ 以上 300円										
御所市	7m ³ まで 1,800円	7m ³ 以下 0円*		8~15m ³ 175円			16~30m ³ 200円			31~50m ³ 225円			51~100m ³ 275円			101m ³ 以上 315円														
生駒市	8m ³ まで 1,240円	8m ³ 以下 0円*		9~20m ³ 173円			21~50m ³ 198円			51~100m ³ 273円			101~500m ³ 333円						501m ³ 以上 373円											
香芝市	10m ³ まで 1,650円	10m ³ 以下 0円*			11~20m ³ 160円			21~30m ³ 205円		31~40m ³ 220円		41m ³ 以上 280円																		
宇陀市	8m ³ まで 2,150円	8m ³ 以下 0円*		9~20m ³ 170円			21~50m ³ 210円			51~100m ³ 260円			101~500m ³ 320円						501m ³ 以上 380円											
平群町	1,000円	10m ³ 以下 100円			11~20m ³ 160円			21~30m ³ 190円		31~40m ³ 220円		41~50m ³ 260円		51~100m ³ 300円			101m ³ 以上 340円													
三郷町	850円	10m ³ 以下 105円			11~30m ³ 170円			31~50m ³ 250円			51m ³ 以上 300円																			
斑鳩町	850円	8m ³ 以下 105円		9~30m ³ 170円			31~50m ³ 235円			51m ³ 以上 320円																				
安堵町	900円	8m ³ 以下 90円		9~20m ³ 170円			21~30m ³ 200円		31~50m ³ 240円			51~100m ³ 280円			101m ³ 以上 310円															
川西町	585円	10m ³ 以下 137円			11~20m ³ 166円			21~30m ³ 195円		31~40m ³ 224円		41~50m ³ 253円		51m ³ 以上 292円																
三宅町	1,100円	10m ³ 以下 130円			11~20m ³ 160円			21~30m ³ 190円		31~40m ³ 220円		41~50m ³ 240円		51m ³ 以上 270円																
田原本町	600円	10m ³ 以下 130円			11~20m ³ 170円			21~30m ³ 215円		31~40m ³ 285円		41~50m ³ 295円		51~100m ³ 330円			101m ³ 以上 370円													
高取町	8m ³ まで 2,000円	8m ³ 以下 0円*		9~20m ³ 210円			21~40m ³ 220円			41m ³ 以上 230円																				
明日香村	12m ³ まで 2,720円	12m ³ 以下 0円*				13~20m ³ 180円			21~40m ³ 215円			41~50m ³ 245円		51~100m ³ 310円			101m ³ 以上 415円													
上牧町	8m ³ まで 1,350円	8m ³ 以下 0円*		9~20m ³ 180円			21~40m ³ 220円			41~60m ³ 270円		61~100m ³ 330円			101m ³ 以上 390円															
王寺町	1,000円	10m ³ 以下 115円			11~20m ³ 165円			21~30m ³ 175円		31~40m ³ 205円		41~50m ³ 210円		51m ³ 以上 255円																
広陵町	5m ³ まで 1,135円	5m ³ 以下 0円*	6~10m ³ 135円			11~20m ³ 154円			21~30m ³ 174円		31~40m ³ 193円		41m ³ 以上 232円																	
河合町	8m ³ まで 1,400円	8m ³ 以下 0円*		9~20m ³ 170円			21~40m ³ 200円			41m ³ 以上 250円																				
五條市	5m ³ まで 1,240円 10m ³ まで 1,570円	10m ³ 以下 0円*			11~20m ³ 185円			21~50m ³ 225円			51~100m ³ 280円			101m ³ 以上 320円																
吉野町	5m ³ まで 1,200円	5m ³ 以下 0円*	6~20m ³ 180円			21~30m ³ 190円		31~40m ³ 200円		41~50m ³ 210円		51m ³ 以上 230円																		
大淀町	5m ³ まで 720円	5m ³ 以下 0円*	6~20m ³ 100円			21~100m ³ 125円						101~500m ³ 135円						501~1,000m ³ 145円			1,001m ³ 以上 155円									
下市町	7m ³ まで 1,300円	7m ³ 以下 0円*		8~20m ³ 220円			21~50m ³ 250円			51m ³ 以上 300円																				

水道料金の統一について

○料金統一の方向性

検討に当たっての留意点

- 各市町村の水道料金体系に差異がある状況を踏まえ、以下の事項に留意して料金体系を検討
 - ✓ 企業団全体として必要な料金収入が確保できるか
 - ✓ 料金体系の変更により、実際上の料金が過度に大きく上がらないよう設定できているか
 - ✓ 「水道料金算定要領」、「水道料金改定業務の手引き」（ともに日本水道協会）等の取扱を踏まえられているか
例）・「各使用者群は、給水管の口径別（量水器口径）により適当な段階に区分して設定するものとする」
・「用途別料金及び基本水量を付与する料金は、料金の激変を招かないよう漸進的に解消するものとする」 など



料金統一の方向性

- 基本料金と従量料金による「二部料金制」とする
 - ・基本料金における「基本水量」は設定しない
 - ・従量料金の設定は、逡増型の設定とする
- 口径別を基本とした料金体系とする
 - ・用途区分については「一般用」「浴場用」の2区分に集約
 - ・口径区分については、10区分
(13mm,20mm,25mm,30mm,40mm,50mm,75mm,100mm,150mm,200mm)
- 上記の料金体系への統一は、統合当初（令和7年度）から行う

水道料金の統一について

○料金算定

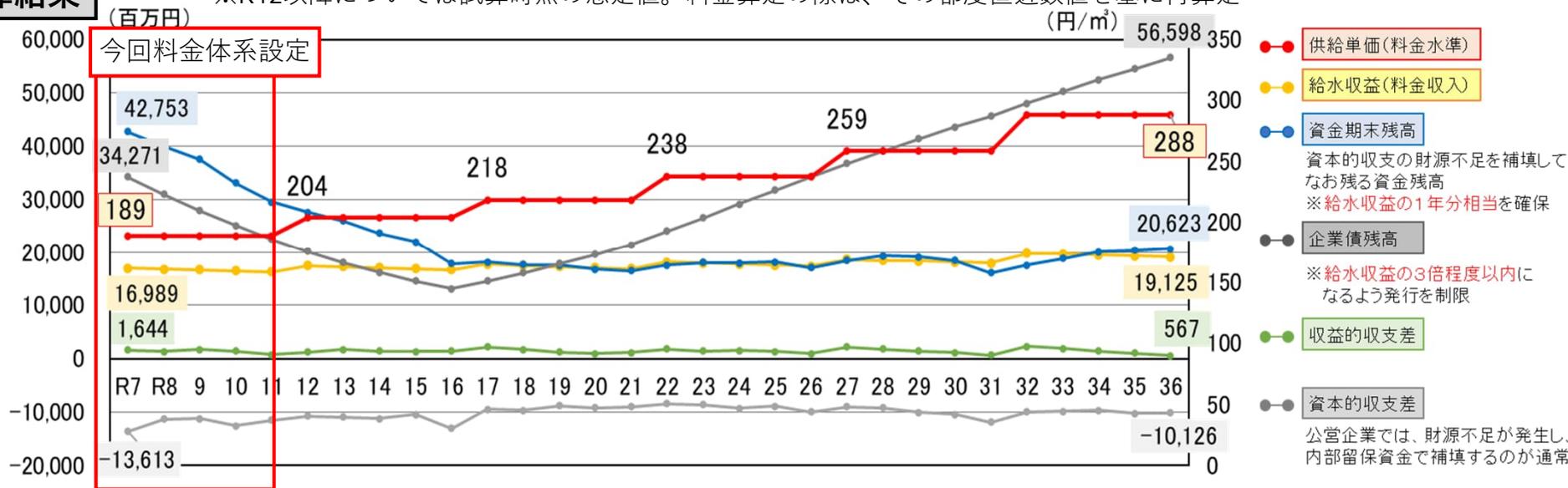
①将来収支見通しの試算（総括原価の算定）

※監修：奈良県政策推進課 安孫子 統計分析専門員（近畿大学経済学部教授）

財政健全性保持のための基本設定	各項目の設定（概要）		
<ul style="list-style-type: none"> ○収益的収支 期間中黒字を確保 ○資金期末残高 給水収益の1年分相当を確保 ○企業債 給水収益の3倍以内になるよう発行を制限 ○上記の条件が充足されるよう、料金水準を算定期間ごとの総括原価方式により設定 	<ul style="list-style-type: none"> ○建設改良費(投資) 各団体が整備実績や計画を勘案し今後老朽対策等に必要と見込んだ額の計（4, 270億円）に、一体化後の新たな投資の増減（△109億円）を反映（4, 161億円） ○投資財源 国交付金（211億円）・県財政支援（211億円）を活用（R7～16（10年間）） ○維持管理費..... 令和2～4年度実績を基に、以下の他律的要素等を反映 <p style="text-align: right;"><参考資料・データ></p>		
	給水人口	出生中位・死亡中位仮定に基づき設定	将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所公表）における出生中位・死亡中位仮定
	物価上昇率	1.0%	ブレイクイーブンインフレ率（BEI）（財務省公表）試算当時1%前後で推移
	企業債借入利率	1.6%	試算当時（R5年11月）の利率（1.5%）+危険負担(0.1%)
	資産維持率	0.6%	上記の投資を行いつつ、左記の基本設定を満たす水準として設定

試算結果

※R12以降については試算時点の想定値。料金算定の際は、その都度直近数値を基に再算定



水道料金の統一について

②総括原価の分解・配分

R7～11（5年間）の総括原価

総括原価(料金収入対象原価) 833億円			
需要家費 11億円 使用水量にかかわらず水道需要の存在により発生する費用(量水器、検針・徴収等の費用)	固定費 773億円 使用水量にかかわらず水道需要の存在に伴い固定的に発生する費用(維持管理、減価償却、支払利息等の費用)		変動費 49億円 使用水量に応じて増減する費用(薬品、動力等の費用)
100%	19%	(※) 81%	100%
基本料金 156億円 使用水量にかかわらず給水準備のために負担してもらう料金		従量料金 677億円 使用水量に応じて負担してもらう料金	

「水道料金改定業務の手引き」を参考に、基本料金を各口径へ配賦

料金体系

(※) 固定費の配分

統合前の市町村の状況を踏まえ、基本料金が過大とならないよう、「1日平均給水量 / 1日最大給水量 = 81%」を従量料金に配分

③料金体系の設定

【一般用】

円(税抜)

口径	基本料金(円)	従量料金(円/㎡)						
		1~10㎡	11~20㎡	21~30㎡	31~50㎡	51~100㎡	101~500㎡	501㎡~
13mm	390							
20mm	870							
25mm	1,440							
30mm	2,170							
40mm	3,920	85	147	184	242	300	358	416
50mm	6,830							
75mm	15,530							
100mm	28,690							
150mm	65,280							
200mm	118,230							

※経過措置

○経過措置内容

統合後の料金体系を適用すれば単独経営の場合に比べて料金が上がる使用者について、その居住(所在)する市町村の統合前の料金体系を適用

○経過措置期間

今回料金算定期間(5年)

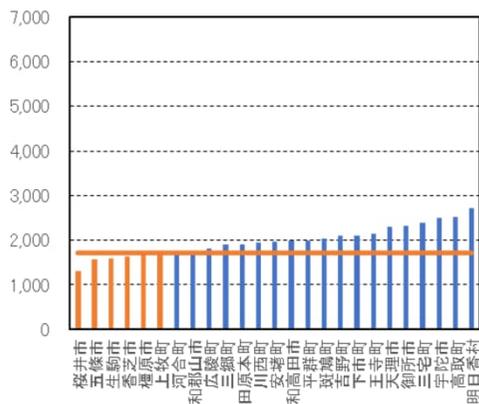
水道料金の統一について

【参考】 水道使用者モデルケースの1月当たり水道料金

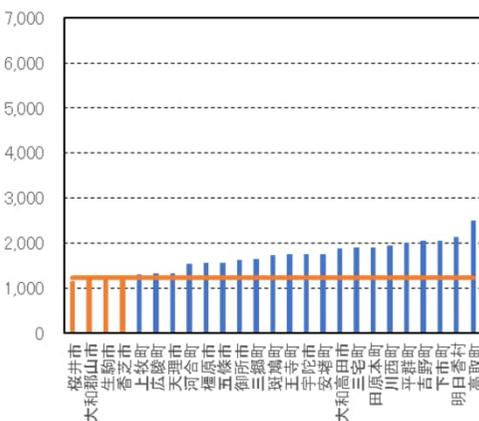
一般家庭層想定

月使用量 10 m³の場合

口径 20 mm の場合

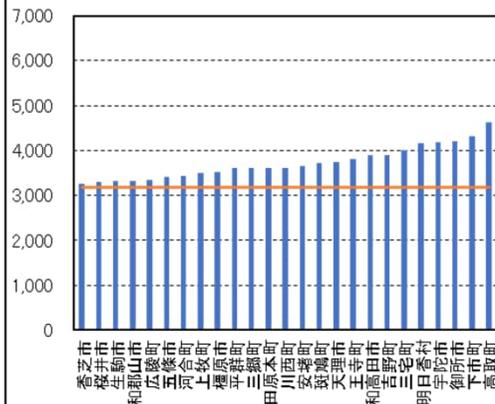


口径 13 mm の場合

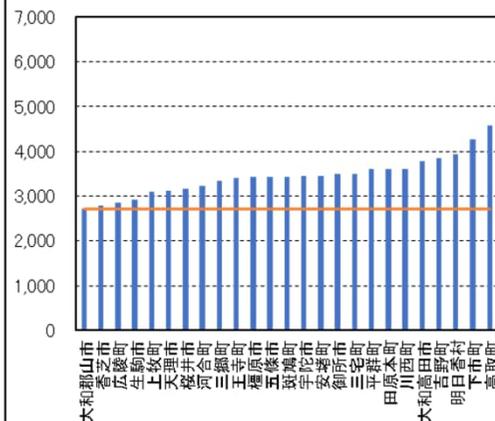


月使用量 20 m³の場合

口径 20 mm の場合

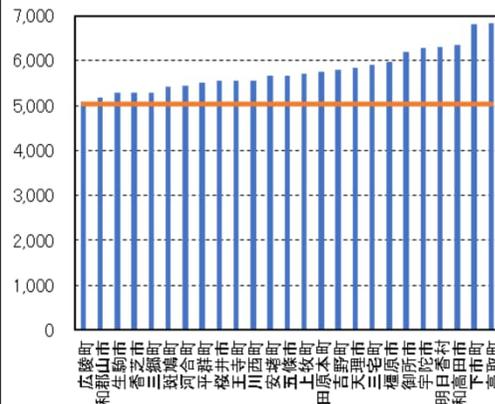


口径 13 mm の場合

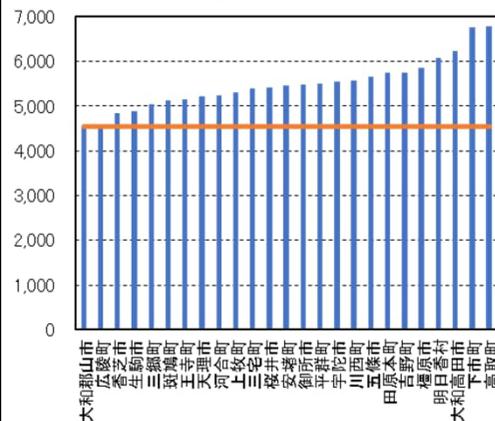


月使用量 30 m³の場合

口径 20 mm の場合



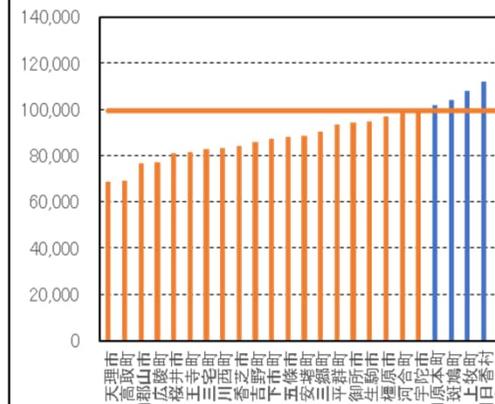
口径 13 mm の場合



中・大口需要層想定

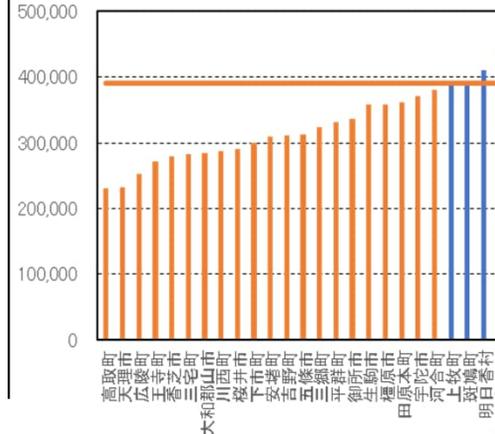
月使用量 300 m³の場合

口径 40 mm の場合



月使用量 1,000 m³の場合

口径 75 mm の場合



(注) 横線 (橙色) 統一の料金体系による水道料金
 縦線 (青色) 各市町村の現行の料金体系による水道料金
 縦線 (橙色) 経過措置により現行の料金体系が適用される市町村の水道料金

今後の課題について



今後の課題について

- 当企業団では、企業団規約において、「水道料金については、5年ごとに、向こう5年間の総括原価を基に算定した水準により、当該期間中の財政が健全に確保できるよう設定されたものであるかを検討し、また、当該期間中においても毎年度、設定された水道料金により財政の健全性に支障が生じていないかを確認するものとす。」としている。
- 近年、物価の上昇や人件費の上昇、金利の上昇など、企業団を取り巻く経営環境は厳しさが増している状況。
- まずは、令和7年度の決算状況を確認し、その上で、設定された水道料金による収入によって、今後の財政の健全性が確保されるか、改めて確認を行う。
あわせて、県域水道一体化による統合効果を発揮し、経営改善を進め、増収、支出抑制に努めることが不可欠。
- このほか、次回の水道料金改定にあたっては、経過措置のあり方や一般家庭層と中・大口需要層とのバランスなどについて熟議が必要。
- 当企業団の基本理念である「住民の皆様に安全で安心な水道水を将来にわたって持続的に供給」していくため、引き続き財政の健全性が保持できるよう努力していく。

ご清聴ありがとうございました



奈良県広域水道企業団
Nara Water Supply Authority